

【資料①】

まちたびにしのみや2019

《期間》2019年10月1日～2020年3月31日

《内容》参画事業者・団体等が、各種体験・まち散策・イベント等の126プログラムを提供

《主催》西宮観光協会

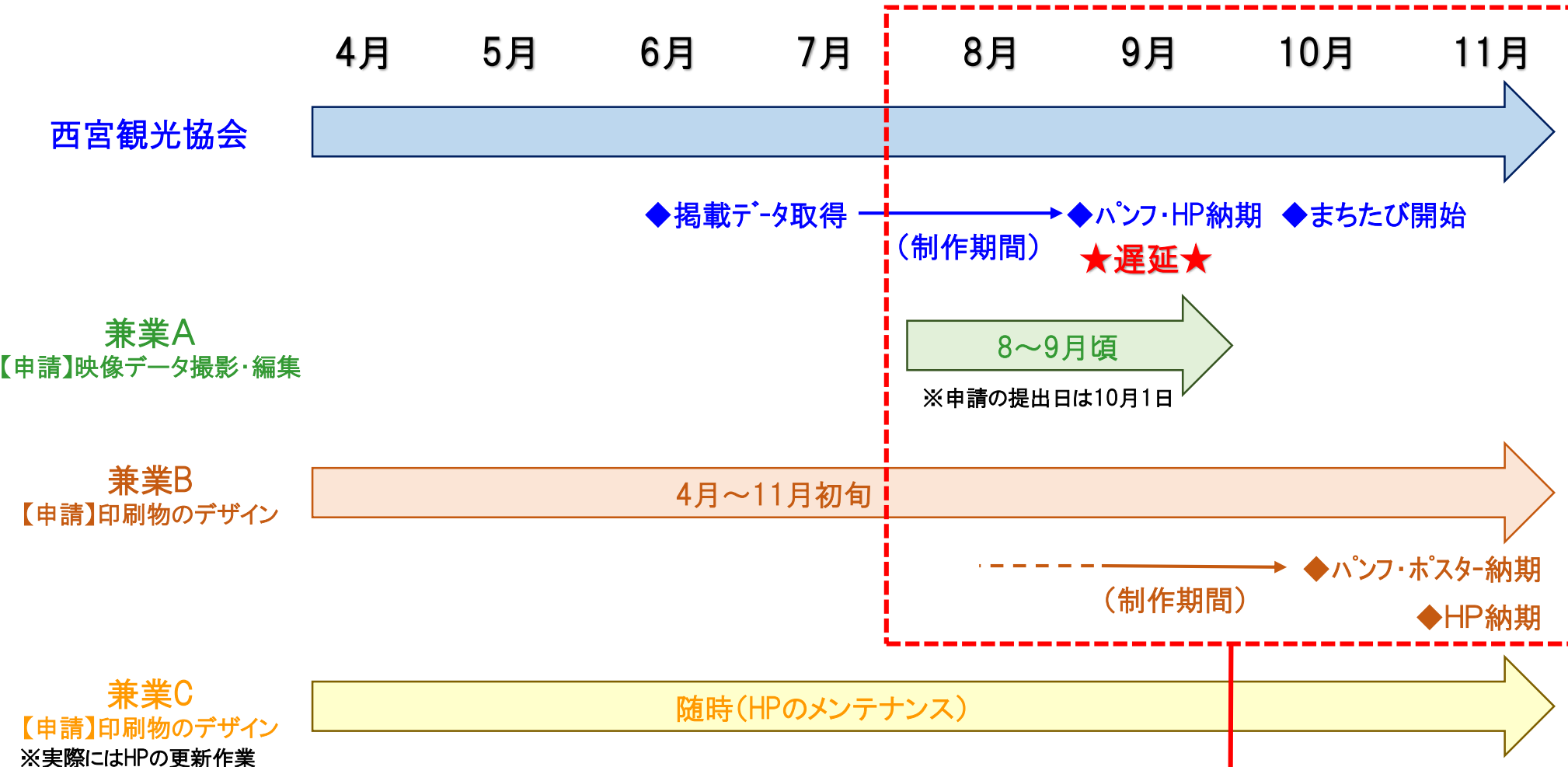
《準備スケジュール》

	(計画)	(実績)	
◇市政ニュースへの掲載	8月25日	⇒ 8月25日	※変更なし
◇パンフレットの配架	8月下旬	⇒ <u>9月中旬</u>	
◇プログラムの申込受付	9月1日	⇒ <u>9月17日</u>	

スケジュールが当初の計画から大きく遅延し「**パンフレットの完成前に各事業者・団体への問い合わせが発生**」「**プログラム開始直前まで申込を受付できない**」等の事態を招いた。

【資料②】

■ 職員の兼業実態(2019年度)



まちたびの準備期間に、複数の兼業で繁忙期を迎えている。スケジュールに影響を与えたのでは？

【資料③】

■兼業許可申請書(抜粋)

なお、観光協会所定労働時間内は、観光協会業務に専念し、業務に支障をきたすことや、貴協会の信用を損なうことのないよう誓約いたします。

以下、就業規則より抜粋

第72条 服務の基本原則

嘱託職員は、協会の一員としての自覚と責任に徹し、業務に精励し、就労時間中は自己の業務に専念しなければならない。

第73条 服務心得

- (24) 協会の許可または命令なく、在籍のまま他の協会等の業務に従事し、または個人的な事業を営んではならない。
- (25) 協会の許可なく、同業他社に就業し、または自ら協会の業務と競争になる就業行為を行ってはならない。退職後においても協会の営業秘密その他の協会の利益を害する不当な競業行為を行ってはならない。

兼業許可申請書

西宮観光協会 会長 XXXXXXXXXX 殿
平成 31 年 月 日
所 属 西宮観光協会
氏 名

以下の業務について兼業を申請します。

なお、観光協会所定労働時間内は、観光協会業務に専念し、業務に支障をきたすことや、貴協会の信用を損なうことのないよう誓約いたします。

兼業先	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
	従事する業務	・業務内容 :	
		・従事形態 :	
	・期 間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	・報 酬 :		
兼業を必要とする理由			
その他報告事項			

以下、就業規則より抜粋

第72条 服務の基本原則

嘱託職員は、協会の一員としての自覚と責任に徹し、業務に精励し、就労時間中は自己の業務に専念しなければならない。

第73条 服務心得

- (24) 協会の許可または命令なく、在籍のまま他の協会等の業務に従事し、または個人的な事業を営んではならない
- (25) 協会の許可なく、同業他社に就業し、または自ら協会の業務と競争になる就業行為を行ってはならない。退職後においても協会の営業秘密その他の協会の利益を害する不当な競業行為を行ってはならない